## 『有機溶剤作業主任者技能講習』開催のご案内

京都労働局登録京第1号 登録有効期限平成31年3月30日 公益社団法人京都労働基準協会

労働安全衛生法第14条では、特定の危険有害な業務には、作業主任者の選任が義務付けられています。 今回、有機溶剤作業主任者技能講習を下記の通り開催いたしますので、この機会に有機溶剤作業主任者の養 成を図られますようご案内申し上げます。

記

■講習日時 平成27年 12月 17日 (木) 8:55~16:10 ※受付8:30~

18日 (金) 10:00~18:15 ※修了試験を含む

※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了試験の受験ができませんのでご注意下さい。

- ■講 習 場 所 京都府中小企業会館(京都市右京区西大路五条下ル)
- ■講 習 科 目 ○有機溶剤による健康障害及びその予防措置に関する知識 【4時間】
  - ○作業環境の改善方法に関する知識 【4時間】
  - ○保護具に関する知識 【2時間】
  - ○関係法令 【2時間】
- ■受 講 資 格 満 18 歳以上の方
- ■受 講 料 **8,640円** (8,000円+消費税)

(受付後の受講料の返還はいたしませんので、ご了承下さい。)

■テキスト代 「有機溶剤作業主任者テキスト」

1.944 円 (1,800 円+消費税込) テキストは、講習会当日にお渡しします。

※平成26年4月1日以降の講習受講料・テキスト代の消費税率は8%です。

- ■定 員 100 名(定員になり次第締め切ります。)
- ■受付時間 土・日・祝日を除く9:00から16:00まで
- ■申込方法

受講申込書に所定事項記入の上写真を貼付し、受講料、テキスト代を添えてお申込み下さい。 写真は、申請前6ヶ月以内に撮影し、単身、上三分身、正面、脱帽、(縦3cm 横2.4cm) のもの。不鮮明なもの、顔かたちがはっきりしないもの、サングラスをかけたものは受付できませんのでご注意ください。 ※受付時に写真が用意できない方については、講習会当日写真撮影承ります。カラー写真8枚撮り頒価500円(消費税込み)

※①~⑤のいづれかを講習開始日に必ずご持参下さい。

- ①自動車運転免許証 ※IC 化された免許証の場合は、暗証番号1、2(4桁の数字で2組)が必要です。また、暗証番号が分からない場合は、本籍地の記載のある公的書面(住民票等)が必要となります。
- ②パスポート ③労働安全衛生法に基づく各種免許証 ④写真付技能講習修了証
- ⑤外国人登録証明書又は在留カード

※修了試験終了後、合格者に修了証をお渡ししますので、印鑑をご持参下さい。

■申 込 先 公益社団法人 京都労働基準協会 Tel075-321-2731 Fax075-312-6935 〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17番地 京都府中小企業会館6階